

## 平成23年度 宇都宮市入学一時金貸付者募集要項

1 対 象 平成24年4月に学校教育法の規定に基づく下記の学校に入学予定の方の保護者

高等学校，高等専門学校，大学，短期大学，中等教育学校（後期課程）  
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）

※ 合格前（受験前）でも申し込むことができます。

2 応募資格

① 本市市民であること。

② 市税（市民税，固定資産税，都市計画税，国民健康保険税，軽自動車税等）の滞納がないこと。

③ 独立して生計をたて確実な保証能力があり，市税の滞納がない連帯保証人を1名たてられること。

※ もう一方の保護者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

④ 他の入学一時金（日本学生支援機構，栃木県育英会，他の地方公共団体等）の貸付を受けていないこと。

⑤ 平成22年中の認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

※ 認定所得金額とは，世帯全員の所得金額（申請時に失業中の方の所得金額は含まない。）を合算した金額から別表第2の特別控除額を差し引いた金額をいいます。

※ 給与所得者の所得金額は，別表第3により計算します。

※ 給与所得者以外の所得金額は，収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

3 募集期間

平成23年12月1日（木）から平成24年1月31日（火）まで  
（尚，郵送による申請の場合は1月31日（火）の消印まで有効）

4 募集人数

30名程度

5 貸付額

高等学校，高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	私立	20万円以内で希望する額
大学，短期大学 専修学校（専門課程）	国立・公立 私立	20万円以内で希望する額 50万円以内で希望する額

※ 貸付額は1万円単位で選択できます。

6 返 還

平成24年4月から各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に月賦，半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。

（例 4年制大学に入学する場合：6年間）

7 利 子 無利子

8 提出書類 ① 入学一時金貸付申請書（様式第1号）

② 入学予定の方の在学学校長又は出身学校長の推薦調書（様式第2号）

（在学学生は在学学校長，卒業生は出身学校長の推薦調書が必要です。）

※ 入学予定の方の住民登録が宇都宮市外にある場合は，住民票を添付してください。

※ 単身赴任等の理由で，保護者のいずれかが平成23年1月1日現在で宇都宮市外に住民登録があった場合は，平成22年中の収入の分かる書類を添付してください。

（例 源泉徴収票の写し，所得証明書等）

9 申 込 先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028（632）2704

※ 申請書類の受付は，地域自治センター，地区市民センター，出張所では行っておりませんので御注意ください。

10 選考方法 所得状況，推薦調書の内容を審査し決定します。

11 選考結果 平成23年12月28日（消印有効）までの申請者には1月下旬頃，平成24年1月31日までの申請者には2月下旬頃に文書で通知します。採用になった場合は，入学一時金借用証書兼誓約書，連帯保証人の印鑑登録証明書及び完納証明書等の書類の提出が必要となります。

別表第1 所得基準額

世帯人数 (本人を含む)	高等学校，高等専門学校，専修学校（高等課程），中等教育学校（後期課程）	大学，短期大学，専修学校（専門課程）
1人	129万円	160万円
2人	206万円	254万円
3人	238万円	295万円
4人	257万円	320万円
5人	276万円	344万円
6人	293万円	362万円
7人	307万円	380万円
8人以上	1人増すごとに14万円を世帯人数7人の基準額に加算	1人増すごとに18万円を世帯人数7人の基準額に加算

別表第2 特別控除額

母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		9万円		
	中 学 校		17万円		
	高等学校	国・公立	31万円	53万円	
		私立	45万円	66万円	
	高 等 専 門 学 校	国・公立	40万円	62万円	
		私立	66万円	88万円	
	大 学 ・ 短期大学	国・公立	67万円	116万円	
		私立	111万円	159万円	
	専修学校	高等課程	国・公立	19万円	30万円
			私立	41万円	51万円
専門課程		国・公立	25万円	71万円	
		私立	79万円	123万円	
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のための経常的な支出の年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を上限とする。				
入学金	入学金の額				

別表第3 給与所得者の所得金額の計算式

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満切捨て）
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7－223万円
879万円以上	年間収入金額－486万円